

三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）のご案内

新型コロナウイルス感染症の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模企業が、感染リスクを抱えながら事業継続するために実施する感染防止対策（マスク・消毒液の購入など）を支援します。

補助上限額：10万円（下限5万円） **補助率：10/10**

受付期間：令和2年5月15日（金）～5月29日（金）消印有効

郵送のみ（新型コロナウイルス感染防止の観点から持参による提出はお断りします。）

先着順ではありません。審査のうえ、予算の範囲内で採択事業者を決定します。

1. 補助対象者

次の～をすべて満たすもの

三重県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月の売上が前年同月比で15%以上減少している事業者

社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間、直接接触を伴う接客サービスを行うため、特に感染防止対策を必要とする事業者

同時に募集している、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（三重県版経営向上計画連携型）とあわせて申請することはできません。

2. 補助対象事業

新型コロナウイルス感染防止対策として行う衛生用品の購入や設備導入等に必要な経費への補助（取組の具体例）

「衛生用品」：アルコールなどの消毒液、ティッシュ手袋、マスク、フェイスシールド、ガウン等

「設備」：自動型手指消毒機、器具用消毒機器、スクリーン・パーテーションの設置等

「研修等」：感染症防止対策のための従業員教育（教材購入、講師依頼、セミナー受講等）

3. 補助額

補助金額は上限10万円です。（補助率10/10） 下限は5万円です。

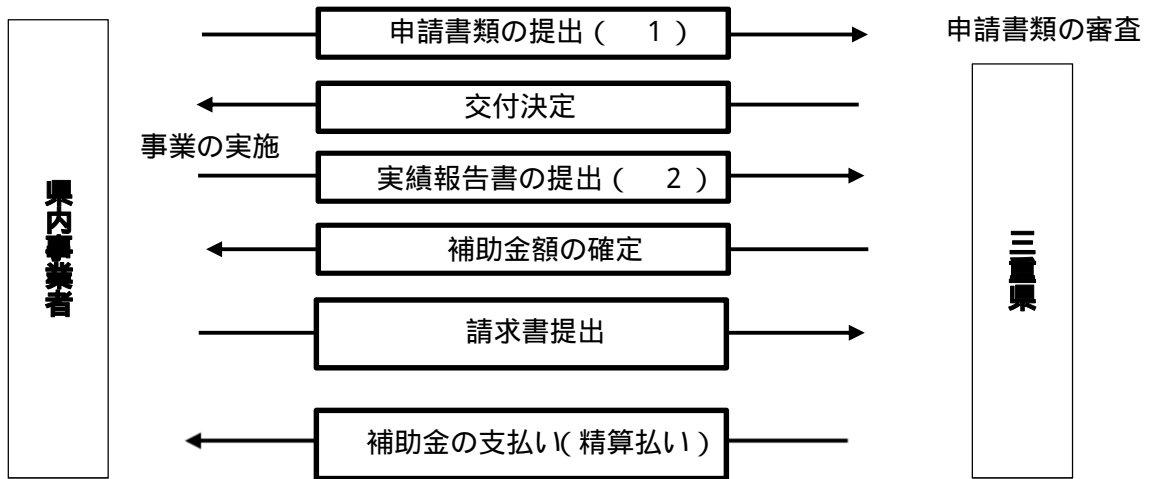
最終的な補助額は、予算の範囲内での決定になります。申請者多数の場合、補助対象経費に対して既定の補助率を下回る補助額となる場合があります。

4. 応募に必要な書類

交付要領でご確認ください。なお、交付申請書等の様式は、三重県ホームページからダウンロードしてください。

また、返信用封筒（角型2号サイズ）に切手（140円）を貼付のうえ、下記提出先まで郵送いただければ、必要書類一式を返送いたします。

5. 申請に係る手続き



- (1) 申請書類は事業内容や経費内訳、売上高などを記載する交付申請書とともに、添付書類（法人にあっては法人登記事項証明書の写し、個人にあっては本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）、平成31年4月の売上台帳の写し（様式は問わない。新規開業等で、31年4月の実績がない場合等は、連続する3か月の売上台帳の写し）、令和2年4月の売上台帳の写し）を提出していただきます。
- (2) 実績報告書類は事業実績や経費実績などを記載する実績報告書とともに、添付書類（領収書の写しなど経費の支払いを証する書類、減価償却資産を取得した場合は取得財産管理台帳）を提出していただきます。

6. 留意事項

- ・ 当該事業の詳細は、交付要領及び募集案内をご確認ください。
- ・ 補助事業は、令和2年4月1日から9月30日の間に事業実施し、支払いを行った経費を対象とします。
- ・ 補助金の支払いについては、事業実施後の精算払とします。

< 申請書の提出先 >

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県庁 三重県医療保健部 感染防止対策型補助金申請受付係

提出は郵送のみ（提出期限：5月29日（金）消印有効）

（新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による提出はお断りします）

< 問合せ先 >

三重県庁 三重県医療保健部 感染防止対策型補助金コールセンター（5月29日（金）まで）

電話 059-224-2646（受付時間：9:00～17:00）